

5-② 練馬区保育実施基準表

保育指数（保護者の状況）				
分類番号	類 型	細 目		保育指数
1	就 労	月 20日以上 の就労	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	40
			(2) 7時間以上 8時間未満の就労を常態とする場合	37
			(3) 6時間以上 7時間未満 //	34
			(4) 5時間以上 6時間未満 //	31
			(5) 4時間以上 5時間未満 //	28
			(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	37
		月 16日以上 19日以下 の就労	(7) 7時間以上 8時間未満の就労を常態とする場合	34
			(8) 6時間以上 7時間未満 //	31
			(9) 5時間以上 6時間未満 //	28
			(10) 4時間以上 5時間未満 //	25
			(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	34
		月 12日以上 15日以下 の就労	(12) 7時間以上 8時間未満の就労を常態とする場合	31
			(13) 6時間以上 7時間未満 //	28
			(14) 5時間以上 6時間未満 //	25
			(15) 4時間以上 5時間未満 //	22
		その他	(16) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～40
2	不存在	(1) 死亡・離婚・離婚前提の別居・未婚・失踪・拘禁等の場合		40
3	出 産	(1) 出産予定日の2か月前の月の初日（保育の必要性が就労で認定されている方は、出産予定日の6週間前の月の初日）から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する日が属する月の末日までにあたる場合		24
4	疾病・負傷	(1) 入院している場合または寝たきり等の状態の場合		40
		(2) 精神疾患の場合		40
		(3) 常時安静を要する場合		32
		(4) 自宅療養を受けている場合（(1)～(3)を除く。）		20
		(5) その他、(1)～(4)以外の療養を受けている場合		20～40
5	障 害	(1) 身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳（療育手帳）1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する場合		40
		(2) 身体障害者手帳3級または聴覚障害4級に該当する場合		30
		(3) 身体障害者手帳4級に該当する場合		20
6	介護・看護	自宅	(1) 重度心身障害者等の介護・看護を行っている場合	40
		通院・通所	(2) 月48時間以上の付添いをしている場合	30
		入院・入所	(3) 月48時間以上の付添いをしている場合	20
		その他	(4) 介護・看護の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～40
7	災 害	(1) 火災・風水害等による家屋の損傷に伴う復旧のため、児童の保育が必要となる場合		40
8	就労（内定）	月 20日以上 の内定	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	27
			(2) 7時間以上 8時間未満の就労を常態とする場合	25
			(3) 6時間以上 7時間未満 //	23
			(4) 5時間以上 6時間未満 //	21
			(5) 4時間以上 5時間未満 //	19
			(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	25
		月 16日以上 19日以下 の内定	(7) 7時間以上 8時間未満の就労を常態とする場合	23
			(8) 6時間以上 7時間未満 //	21
			(9) 5時間以上 6時間未満 //	19
			(10) 4時間以上 5時間未満 //	17
			(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	23
		月 12日以上 15日以下 の内定	(12) 7時間以上 8時間未満の就労を常態とする場合	21
			(13) 6時間以上 7時間未満 //	19
			(14) 5時間以上 6時間未満 //	17
			(15) 4時間以上 5時間未満 //	15
		その他	(16) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～27
9	求職	(1) 求職のため昼間の外出を常態としている場合		10
10	就学・技能 修得	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、職業訓練施設等に在籍している場合		分類番号1 に準じる
		(2) 学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に合格し通学等を予定している場合		分類番号8の就労 （内定）に準じる
11	その他	(1) 上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育を必要とする場合		分類番号1 に準じる

調整指数			
区分	番号	条 件	調整指数
世帯に係る調整指数	1	ひとり親世帯の場合（戸籍謄本による証明または離婚調停の証明がある場合等）	8
	2	保護者の状況の類型が就労、就労（内定）または就学・技能修得で保護者が生活保護法の適用を受けている世帯	2
	3	保育の利用希望月1日時点で保護者に単身赴任の予定がある場合	1
	4	保育の利用希望月1日時点で区外に在住する方で、勤務地が区内の場合	－4
	5	保育の利用希望月1日時点で区外に在住する方で、勤務地が区外の場合	－6
	6	保護者の状況の類型が求職で、保護者が保育の利用申込締切日から起算して3か月以内に発生した解雇・倒産等により、早急に就労を要する場合	3
	7	保育の利用申込締切日時点で未就学児童が3人以上いる世帯	5
	8	保育の利用申込締切日時点で小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	2
	9	申込児童および保護者以外の同一住所の親族（保護者から見て3親等以内）が、身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳（療育手帳）1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合、もしくは要介護3～5度の認定を受けている場合	1
	10 注1	保護者の状況の類型が就労、就労（内定）であって、保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭の資格を有し、練馬区内の保育施設（地域型保育事業、認可外保育施設等も含む）または幼稚園に保育士または教諭として就労している場合（育児休業中からの復職予定の場合も含む）	1
	11 注2	保育料に滞納がある場合	－20
保護者個人に係る調整指数	12	保護者が身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳（療育手帳）1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合	1
	13	保護者の状況の類型が就労、就労（内定）または就学・技能修得で、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合	2
	14	保護者の状況の類型が疾病・負傷で、細目の(1)または(2)に該当する場合	1
	15	保護者の状況の類型が就労または就学・技能修得であって、保育の利用申込締切日時点で就労または就学・技能修得の態様が同一条件で1か月以上継続していない場合（同申込みにおいて、労働契約等の変更による保育指数の低下が見込まれる場合を除く）	－3
児童に係る調整指数	16	申込児童が障害または配慮を必要とする場合	12
	17	保育の利用希望月1日時点で同居予定の65歳未満の祖父母が補完的な保育にあたる場合	－4
	18	同一世帯の他の児童の在園する保育園等への入園または転園を希望する場合	2
	19 注1	同時に2人以上の児童の入園を希望する場合	2
	20	多胎児（双子等）の児童が保育園等への入園または転園を希望する場合	3
	21 注3	保育の利用申込締切日時点で、自宅から直線距離で2キロメートル以上の距離にある受入年齢の上限が5歳児クラスの認可保育園の在園児が、保育園等の変更を希望する場合	2
	22	保育の利用申込締切日時点で認可保育園（受入年齢の上限が4歳児クラス以下に限る）またはその他保育施設（地域型保育事業、認可外保育施設等）に一定時間以上申込児童を預けている場合（保護者が育児休業中の場合を除く）	2
	23 注4	保育の利用申込締切日時点で認可保育園（受入年齢の上限が4歳児クラス以下に限る）またはその他保育施設（地域型保育事業、認可外保育施設等）に一定時間以上申込児童を預けている場合で、申込児童の利用希望月が施設の受入可能年齢終了月の翌月（4月）の場合（保護者が育児休業中の場合を除く）	3
	24 注1	保護者のいずれかが、保育の利用申込締切日時点で育児休業を取得している場合（1歳児クラスで、保護者の状況の類型が就労の場合に限る）	1
	25 注1	保護者のいずれかが、保育の利用申込締切日時点で育児休業を取得している場合（2歳児クラス以上で、保護者の状況の類型が就労の場合に限る）	2
	26	児童福祉法の観点から特に配慮が必要と認められる場合	3～4

注1 認可保育園および地域型保育事業の在園児が保育園等の変更（転園）をする場合は除く。

注2 「保育料」には、継続利用の延長保育料を含む。

注3 保育の利用申込締切日時点で区外に在住している方は、区内の転入予定住所・転入予定日が確認できる書類が提出され、かつ、転入予定日が入園希望月1日以前である場合に限る。

注4 施設が廃止・閉鎖される場合等は、4月利用調整以外でも適用されることがある。

次ページ以降に解説を記載していますので必ずご確認ください

分類	類型名	細目名および補足説明(適用条件等)
1	就 労	○ 通常、週 5 日以上勤務をされている方は、月 20 日以上勤務であると判断し、同様に、週 4 日の勤務をされている方は、月 16 日以上 19 日以下の勤務であると判断します。 ○ 就労中の方は、締切日時点で就労している勤務先での、就労実績により指数を算定します。契約上の日数、時間以上の就労実績が確認できない場合、利用調整では不利(就労(内定)の指数を算定等)になります。 注 直近 3 か月分の就労実績のうち、ひと月も契約上の日数・時間を満たすことが確認できない場合、実績に基づいて保育指数を算定します。その結果、指数が低く算定されることがあります。なお保護者の責によらない理由により、直近 3 か月分の就労実績が契約上の日数・時間を満たさない場合は、『就労証明書』の備考欄にその旨をご記入ください。 ○ 就労時間中の休憩時間も拘束時間として指数を算定しますが、家事・育児にあたる時間は就労時間には含みません。 ○ 育児休業中の方(育児のために一時的に就労の日数・時間を減らしている(月 10 日以内または 10 日を超える場合は月 80 時間以内)方を含む)の保育指数は、契約上の日数・時間に基づいて算定します(就労実績は審査対象としません)。 ○ 契約上の日数・時間を超える就労実績がある場合でも、契約上の日数・時間を上限に指数を算定します。 注 ただし、以下の場合に限り、1 日の就労時間は 15 分を上限に、練馬区保育実施基準表において、1 段階上の細目を適用できる場合があります(育児短時間勤務についても準用できる場合があります)。 ⇒就業規則で、労働時間と休憩時間の合計が 1 日あたり○時間 45 分以上であることが定められ、その証明が『就労証明書』においてできる場合(例:「1 日の労働時間は 7 時間とし、別途休憩時間として 45 分を設ける」等)
2	不存在	保育の利用申込締切日時点で申込児童の親権者の一方が存在しない場合に適用されます。また、同一住所に配偶者等(元配偶者、および事実婚である同居人を含む)の居住および住民登録がないこと(単身赴任や生計を共にしている場合を除く)が必要です。その他、特別な状況の場合は、入園相談係までお問い合わせください。
3	出 産	『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』②の出産欄②にチェックがある場合、【就労(就学)】の要件で指数を算定することができます。
4	疾病・ 負傷	(1) 入院している場合 または寝たきり 等の状態の場合 下記のいずれかに該当する場合に適用されます(診断書等の証明書が必要です)。 ○ 利用希望月の 1 日から起算して、入院期間がおおむね 1 か月以上予定されている場合 ○ 寝たきりまたはそれに類する状態(常時病臥)であることの診断書等の証明があり、保育の利用希望月に育児等に著しい支障があると見込まれる場合 (2) 精神疾患の場合 精神疾患であることが分かる診断書等の証明が必要です。 (3) 常時安静を要する場合 寝たきりまでではないものの、保育の利用希望月に日常生活および育児において、著しい制限等がある場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。 (4) 自宅療養を受けている場合 (1)～(3)を除く。 (1)～(3)以外の理由により、保育の利用希望月に自宅等における療養が必要である場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。
5	障 害	「身体障害者手帳」、「愛の手帳(療育手帳)」、「精神障害者保健福祉手帳」、「診断書(障害の診断があるもの)」に記載された等級、度の程度により細目(1)から(3)で算定します。
6	介護・ 看護	(1) 重度心身障害者等の介護・看護 申込児童以外で重度の障害(要医療的ケア、知的障害等)を持つ同居者の介護・看護を月 48 時間以上行っている場合に適用されます。 注 被介護・看護者の介護・看護時間および自立の程度(食事、排泄、入浴)等により審査を行います。 (2) 通院・通所の付添い 申込児童以外の介護・看護を要する方の通院や通所のため、付添いを必要とする場合に適用されます。移動時間を含めた所要時間の合計で算定します。 (3) 入院・入所の付添い 申込児童以外の介護・看護を要する方の通院や通所のため、付添いを必要とする場合に適用されます。移動時間を含めた所要時間の合計で算定します。 (4) 介護・看護の態様から明らかに保育を必要とする場合 細目(1)～(3)に該当しない場合で、申込児童以外の介護・看護のため、申込児童の保育の必要性がある場合に適用されます。
8	就 労 (内定)	○ 申込締切日から利用希望月の末日までの間に、新たに就労を開始する場合や起業の準備を行う場合に適用されます。就労開始後、各利用希望月の申込締切日までの間に『就労開始証明書』の提出がされた場合、【就労】の要件で指数を算定します(ただし、一定期間が経過するまでは、調整指数 15 番等の減算が適用される場合があります)。 ○ 就労中で就労日数・時間が増加する予定の方は、【就労(内定)】または【就労】のどちらか高い方の指数を算定します。
9	求 職	求職活動を理由として保育を希望する場合に適用されます。各利用希望月の申込締切日までの間に就労内定または就労を開始し、『就労証明書』の提出がされた場合、【就労(内定)】または【就労】の要件で指数を算定します。
10	就学・ 技能修得	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、専修学校、各種学校および職業訓練に関する施設等に通学・通所(通信教育課程が含まれる場合を含む)していることが条件です。

調整指数番号	調整指数要約	補足説明（適用条件等）
1	ひとり親	保護者の状況の類型が存在で、P.18に記載する必要書類の提出が確認された場合に対象となります。
3	単身赴任	以下全ての要件を満たし、『就労証明書』により、勤務地と単身赴任期間の証明が必要です。 ① 保護者のうち、いずれかの者が勤務先から連続 3 か月以上の単身赴任を命じられおり、当該保護者の類型が【就労】であること。 ② ①の期間中に保育の利用希望月が含まれていること。 ③ 自宅から単身赴任勤務地までの距離が、最短経路距離で 60km以上離れていること。 注 【就学】の要件における留学等は対象となりません。 注 単身赴任期間の計算や距離の計測等については、区で審査を行うため、証明の必要はありません。
4・5	区外在住	○ 保育の利用希望月 1 日時点で練馬区外に在住している場合は、本調整指数により減算されます。なお、提出書類（『就労証明書』等）により保護者のいずれかの就労・就学先（予定を含む）が練馬区内であることが確認できる場合は、調整指数 4 番が対象となります。 ○ 保育の利用申込締切日時点で、練馬区への転入予定はあるが、転入がわかる書類（転入予定日や転入予定住所が分かる売買契約書もしくは賃貸借契約書等）の提出がない場合や『転入の申立書』のみの提出の場合も本調整指数により減算されます。 ○ 申込制限に該当する場合は、お申込みができません。詳細は P.23 をご確認ください。
15	契約変更および転職	保護者の状況の類型が同じ細目間での転職においては、前職の退職日から 1 か月以内に転職された場合は当該調整指数による減算はありません。 例：前職退職日：7/2（月 20 日かつ 1 日 8 時間以上の就労）、転職先での就労開始日：8/1（月 20 日かつ 1 日 8 時間以上の就労）→指数の減算はありません。 注 上位の細目への契約変更や転職の場合も上記の考え方を準用しています。詳細は P.34～35 をご確認ください。
16	児童の状況	身体障害者手帳 3 級程度、愛の手帳（療育手帳）3 度程度以下の発達の障害等がある場合や、医療的ケアが必要な場合等配慮が必要で、集団生活（保育園の利用）を希望される際に適用されます。
17	65 歳未満の同居祖父母	保育の利用希望月 1 日時点で、65 歳未満の祖父母と同居している（屋外に出ずに交流ができる）場合で、以下のいずれかに該当する場合は本調整指数により減算されます。 ① 祖父母いずれかの状況の類型が求職に該当する場合 ② 『就労証明書』等の保育にあたることができないことを証明する書類の提出がない場合 注 要介護（1 以上）の認定を受けている方は、減算となりません。介護保険被保険者証のコピーをご提出ください。 注 同一住所で別居の場合は P.18（注 2）記載の書類をご提出ください。
18	きょうだい後入れ	利用希望月 1 日時点で、きょうだいが前月から継続して在園する場合に限ります。
19	未入園同時	利用希望月が施設の受入可能年齢の終了月の翌月にかかる場合を除き、保育園等の変更（転園）をする場合は適用対象外です。
21	2km 超転園	○ 保育の利用希望月 1 日時点の児童住所および在籍施設の所在地を基準とし、直線距離で測定します。 注 1 歳児 1 年保育および 2 歳児 1 年保育を利用中の児童は対象外です（復職されている場合は、調整指数 22 番の対象となります）。
22	特定施設在園	○ 保育の利用申込締切日時点で児童の保育を生業としている保育施設等に一定時間以上預けていることが必要です。なお、保護者の類型が【就労】の場合は、申込締切日時点で復職し、『復職証明書』を提出していることも必要です。 ○ 認可保育園、ファミリーサポート事業や乳幼児一時預かり事業等で一時預かりを利用している場合は、直近 3 か月分の利用実績のわかる領収書等が『在園（受託）証明書』の代わりとなります。実績を満たす月がある場合、該当月の領収証等のコピーをご提出ください。 ○ 練馬区内の認可保育園・地域型保育事業（事業所内保育事業の従業員枠を除く）の在園児童は、『在園（受託）証明書』の発行および提出は不要です。 ○ 当該調整指数の「一定時間」の考え方については、P.48 を参照ください。
23	特定施設卒園	○ 施設の受入可能年齢終了月より前の月は、調整指数 22 番が適用されます。 ○ 受入可能年齢終了月の末日まで継続して在園している児童が適用されます。 ○ 災害等により、運営の継続が著しく困難な場合は、対象施設や適用期間を拡大することがあります。 ○ 在園児（申込児）以外の育児休業を取得中の場合で、受入可能年齢が終了する施設に入園した後に育児休業を取得した場合（P.25 参照）は適用対象となります。 ○ 当該調整指数の「一定時間」の考え方については、P.48 を参照ください。 注 1 歳児 1 年保育および 2 歳児 1 年保育を利用中の児童は適用対象外です（復職されている場合は、調整指数 22 番の対象となります）。
24・25	育児休業	就労証明書の記載内容から、育児休業を取得していることがわかる場合に適用対象となります（保護者の状況の類型が就労の場合に限る）。 （1 歳児クラスに申込み場合は調整指数 24 番、2 歳児クラス以上に申込み場合は調整指数 25 番が適用されます。） 注 保護者の両方が育児休業を取得している場合でも、本調整指数は重複適用されません。

◆ 練馬区保育実施基準表の留意事項

- 各保護者について、実施基準表により保育指数を求め、調整指数と合算して当該児童の指数とする。
- 各保護者の状況が複数の類型および細目に該当する場合であっても、各保護者にとって最も有利な類型および細目で算定され、複数の類型および細目が算定されることはない。ただし、複数の類型を持つ場合で、特定の類型での算定を希望する場合は、個別相談を必要とする。
- 「就労」、「介護・看護」、「就学」のいずれかの類型および細目に該当する場合は、各時間の合算ができる場合がある。ただし、各保護者の保育指数の上限は 40 とする。
- 区外在住者（転入予定者を除く）または保護者の保育を必要とする状況を証明する書類が提出されない場合、加算の調整指数を適用しない。
- 調整指数 1 番～3 番は、重複適用しない。
- 調整指数 7 番と 8 番は、重複適用しない。
- 調整指数 19 番と 21 番・22 番は重複適用しない（認可外保育施設等を利用している児童を除く）。
- 調整指数 19 番と 20 番は、重複適用しない。
- 調整指数 22 番・23 番と 24 番・25 番は、重複適用しない。
- 調整指数 22 番・23 番は、「1 か月あたりの保育を必要とする時間の 6 割以上を保育施設等に預けていること」について、『在園（受託）証明書』等で確認します（下記例を参照）。
- 「練馬区保育実施基準表」は今後変更となる可能性があります。
- 記載内容についてのご不明な点等については、保育課入園相談係までお問い合わせください。

5

利用調整 (選考)

調整指数 22・23 番の「一定時間以上保育施設に預けていること」の適用の具体例

例：父が月 20 日、1 日 8 時間の就労

母が月 18 日、1 日 7.5 時間の就労

→父母それぞれの保育指数は、P.44「練馬区保育実施基準表」に基づき決定します。

父は月 20 日、1 日 8 時間以上の就労に該当するため、1-(1)- 40 注

母は月 16 日以上 19 日以下、1 日 7 時間以上 8 時間未満の就労に該当するため、1-(7)- 34 注
となります。

注 父母ともに就労実績が契約内容を満たしている場合の指数です。

保護者のうち、保育指数が低い方を基準とするため、この場合は母の就労時間で算定します。

母の就労時間に基づき計算すると、16 日 × 7 時間 × 0.6 = 月に 67 時間以上預けている場合は加算対象となります（小数点以下が発生する場合は切り捨てます）。

参考（加算に必要な預託時間について）

- 月 20 日、1 日 8 時間の就労の方は、20 日 × 8 時間 × 0.6 = 月に **96 時間以上** 預けている場合に加算対象となります。
- 育児短時間勤務を取得している場合、短縮した勤務時間で算出します。月 20 日、1 日 6 時間の就労となる育児短時間勤務を取得している方は、20 日 × 6 時間 × 0.6 = 月に **72 時間以上** 預けている場合に加算対象となります。
- 保護者の類型が【出産】、【疾病・負傷】、【障害】、【災害】、【求職】、【就労（就学）内定】等に該当する場合は月に **28 時間以上** 預けている場合に加算対象となります。